

平塚市監査委員	市川	喜久江
同	井澤	郁人
同	片倉	章博
同	金子	修一

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和3年度の財務監査

産業振興部	商業観光課
福祉部	福祉総務課、生活福祉課
学校教育部	教育指導課、教育研究所

2 監査の実施期間

令和4年1月14日から2月22日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

産業振興部

(1) 商業観光課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適正に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、紅谷町まちかど広場占用料の徴収について納期限を過ぎているにもかかわらず督促状の未発送があった。平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
紅谷町まちかど広場	良好に管理されていた。

福祉部

(1) 福祉総務課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適正に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後に1週間以上経過して調定手続をしたものがあった。また、自動販売機設置にかかる電気使用料及び管理料における納期限設定誤りと、設置団体（行政財産使用者）による売上報告書の提出遅延が複数あったので、平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、次の指摘事項について適正に対処されたい。

○ 指摘事項

備品については、備品数と台帳を照合したところ、所在を確認できないものが1点あったので、適正な措置を講じると共に、再発防止に努められたい。

- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
福祉会館	良好に管理されていた。

(2) 生活福祉課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

学校教育部

(1) 教育指導課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 教育研究所

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
教育会館	①非常灯の照度不足、不点灯 計 20 箇所 ②排水槽のマンホールの大きさ不適合

以 上